

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月12日(火) 午前10時00分から午前10時18分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 20人
会長 1番 吉田 幸夫 委員
会長代理 5番 田邊 洋樹 委員
会長代理 21番 白神 勇 委員

委員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員
7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員
10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員
13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員 16番 藤原 安信 委員
17番 矢野 秀典 委員 18番 片岡 泰助 委員 20番 出口 哲士 委員
22番 井上 保邦 委員 24番 小山 智子 委員

- 4 欠席委員 4人
6番 武本 章吾 委員 15番 中西 公仁 委員 19番 石井 雄一 委員
23番 難波 朋裕 委員
- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員
7番 山本 義弘 委員 9番 野口 國治 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第3条の規定による許可の取り止めについて

報告第6号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 板谷 和俊 事務局課長主幹 塩見 雅子

事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子

事務局主任 大橋 浩直 事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 吉井副参事	<p>皆様おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から7月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和4年7月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は20名です。</p> <p>在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号11番高橋英和委員と議席番号12番藤原正美委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の大橋主任と田中副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から4頁にかけて15件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、所有権移転が12件、使用貸借権設定が3件です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から15番について調査票をもとに説明】</p> <p>5番と6番については、関連で所有権移転と使用貸借権設定の案件です。</p> <p>それぞれの受け手は、住所は異なりますが実の親子で、親族1親等の続柄です。</p> <p>2世帯で協同し、1農家として農業を営んでおり、今回は増反を目的として両申請を行いました。玉島地区協議会にて審議したところ、2件とも許可が相当とのご意見でした。</p> <p>続いて、8・9番についてですが、こちらは、農地所有適格法人以外の法人である、社会福祉事業を行うことを目的として設立された、社会福祉法人を譲受人とした所有権移転を求める申請で、申請地において、保育園児たちの自然体験を実施するためのものです。</p> <p>申請法人は、全部効率利用要件を満たしていないこと、農地所有適格法人でないこ</p>

と、下限面積要件を満たさないことで、農地法第3条第2項第1号、第2号及び第5号の不許可の規定に該当しますが、保育園児たちの身体的・精神的発達と、地元の方々との協同による、地域共生を目的とした農地の使用であり、「多様な福祉サービスを創意工夫により総合的に提供し、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援する」という、申請法人の事業目的を実現する手段として、申請地が十分に活用されると認められ、また申請法人は、取得後の農地のすべてについて耕作の事業を行うと見込まれることから、農地法施行令第2条各号（不許可の例外規定）に該当するため、玉島地区協議会において、許可相当とのご意見でした。

このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、8・9番については農地法施行令第2条各号に該当するため、その他の案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の15件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということですので、議案第1号の、1番から15番までについて、許可、と決定いたします。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に3件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました3件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この3件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の3件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から3番について許可、と決定します。

	<p>続きまして、6頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁から11頁にかけて20件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました20件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた20件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この20件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の20件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から20番について許可、と決定します。 続きまして、12頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、山本委員、野口委員に係る案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (山本委員、野口委員 退席) それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】 塩見でございます。それではご説明させていただきます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、12頁から19頁にかけて44件の計画が、農業委員会に提出されました。 利用権の権利の種類の内訳でございますが、賃貸借が18件、使用貸借が27件でございます。 また、利用期間につきましては更新が19件、更新切れを含む新規が25件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが4件、農地所有適格法人によるものが4件、その他は個人でございます。 借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。 議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、44件とも承認が相当と判断いたします。</p>

各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということですので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた2名の委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、20頁をご覧ください。

議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請についての説明】**

中村です。説明させていただきます。

議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、20頁に3件の申請がありました。

まず、1番についてですが、平成23年7月4日付けで、自己住宅として転用許可を受けていましたが、建築面積や建ぺい率が変更になるため、事業計画変更承認申請書が提出されました。

また、2番につきましては、令和3年12月8日に農地改良の一時転用許可を受けていましたが、土地利用の形状を一部変更するため、事業計画変更承認申請書が提出されました。

3番につきましては、平成30年4月11日付けで、自己住宅として転用許可を受けていましたが、転用事業者が変更になるため、事業計画変更承認申請書が提出されました。

この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、議案第5号の、3件につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということですので、議案第5号の、3件については、承認とします。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局 **【報告第1号から第6号について報告・説明】**

成田です。報告いたします。

	<p>21頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分¹の報告について」でございますが、21頁から32頁にかけて20件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に33頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分²の報告について」でございますが、33頁から35頁にかけて14件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に36頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分³の報告について」でございますが、36頁から46頁にかけて46件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に47頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが47頁に3件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に48頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第3条の規定による許可の取り止めについて」でございますが、48頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に49頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農用地利用配分計画について」でございますが49頁に1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。</p> <p>本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議長	<p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【質問なしの声】</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
吉井副参事	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>(次回総会の日程案内など連絡)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は8月10日（水）です。

ご出席のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

（閉会 午前10時18分）

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和4年7月12日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員